

鹿屋市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(支援法人の業務)

第2条 支援法人は、次に掲げる業務のうち第1号及び第4号から第6号までのいずれかを含む4以上の業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- (2) 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のために必要な事業又は事務
- (3) 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6) 支援法人の取組の積極的な情報発信及び成果公表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

(指定の申請)

第3条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
(支援法人の指定)

第4条 市長は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第24条各号に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(指定の有効期間及び更新)

第5条 前条第1項の指定の有効期限は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合において、指定の有効期間満了の日の1か月前までに指定更新申請をしなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別記第5号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第8条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（別記第6号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

法人の住所

法人の名称又は称号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業計画書、収支予算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

第2号様式（第4条関係）

空家等管理活用支援法人指定書

第 号
年 月 日

（法人の住所）

（法人の名称又は商号） 様

鹿屋市長

年 月 日付の申請については、審査の結果、適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定に当たっての要件その他の事項

第3号様式（第6条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は称号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□にレ印を記入してください。

第4号様式（第6条関係）

業務変更届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は称号

代表者氏名

鹿屋市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第5号様式（第7条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は称号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、鹿屋市空き家活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第6号様式（第10条関係）

指定取消書

第 号
年 月 日

（法人の住所）

（法人の名称又は商号） 様

鹿屋市長

鹿屋市空き家活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第10条の規定により、
空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消し年月日	年 月 日
指定取消しの理由	